

INNOVATION PRACTICE GROUP NEWSLETTER

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のInnovationプラクティスグループのニュースレター・活動報告をお届け致します。同プラクティスグループは、技術革新（Innovation）に取り組まれている企業の皆様をサポートしております。業界の実情に応じた問題解決や先端的事業の推進、新たな取り組みへのチャレンジ等を支援すべく、各ビジネス領域について豊富な知識と実績を有する弁護士を結集して業域横断的なチームを構成し、各種ニーズにお応えしております。

API 及び改正銀行法の概要について

| Page 1/4 |

2017年7月 No.INNOV_003

金融機関とフィンテック企業との協業事例が増加する中、2017年5月26日にオープンAPIの促進を柱の一つとした改正銀行法が成立しました。そこで、第3回ニュースレターでは、APIの意義、改正銀行法の概要及びその他の金融分野への波及について解説します。

1. APIの定義

(1) APIとは

API (Application Programming Interface) とは、あるプログラムにつき、その機能を他のプログラムやアプリケーション等から利用できるようにするためのインターフェイスのことを指します。これを公開することにより（オープンAPI）、誰でもその機能を利用したサービスの設計・提供が可能となります。具体例として、クレジットカードの会員情報連携API、家計簿アプリやクラウド会計ソフトを提供するフィンテック事業者と銀行とのAPI連携が挙げられます。

APIそのものについては、銀行業界に限らず様々な分野で活用されており、世界的にみると、例えば配車アプリを提供する米国Uber社は2016年の米国CNBC Disrupter 50 Companiesの第1位となり、APIを利用したビジネスの代表的な成功例です。

(2) FintechにおいてオープンAPIを利用する意義

APIを用いてデータ連携やアプリケーションを提供する意義としては、まずフィンテック事業者による銀行関連サービスへの参入を後押しする一方、銀行自身がフィンテック事業者やその他のサード・パーティーをつなぐプラットフォームとなり、サービスを拡大する可能性が考えられます。

銀行APIは、大別して更新・実行系API（後述の1号事業者が典型例です）と、参照・照会系API（同じく2号事業者が典型例です）に分けられます。これらのAPIを利用して多様なアプリ・サービスが提供されることにより、セキュリティ及び利用者保護が確保されることを前提に、利用者にとってのサービスの選択肢が増え、金融サービスの利便性の向上に寄与すると思われる。

[更新・実行系APIと参照・照会系API]



更新・実行系API	参照・照会系API
<ul style="list-style-type: none"> ・来店予約 ・ローンシミュレーション ・口座開設 ・諸届（住所変更等） ・投信購入指図 ・保険商品購入指図 ・振込・振替指図 ・口座振替（引落し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・為替相場情報照会 ・店舗・ATM所在地照会 ・金利・手数料照会 ・口座情報照会 ・口座残高照会 ・入出金明細照会 ・KYC・AML関連情報照会

※全国銀行協会「オープンAPIのあり方に関する全銀協の検討状況」3頁をもとに著者ら作成。

上記に加えて、従来の家計簿アプリやクラウド会計サービスでは、事業者は、利用者から銀行において使用するID・パスワードの預託を受け、これを利用したアカウントスクレイピングの方法により、利用者の口座情報を取得していましたが、APIを利用することにより、利用者はID・パスワードをフィンテック事業者に預託することなく、フィンテック事業者の提供するサービスを受けられるようになります。

2. 銀行法等改正の概要

(1) 銀行法等改正の経緯

欧米の金融機関においてオープン API の取組事例が出てきている中、日本においては、金融庁が昨年開催した「金融制度ワーキング・グループ」での検討を経て、2017年5月26日、オープン API の促進を目的の一つとする「銀行法等の一部を改正する法律」（以下「改正銀行法」といいます。）が成立し、6月2日に公布されました。

(2) 改正銀行法のポイント意義

① 電子決済等代行業者に関する登録制の導入

改正銀行法により、電子処理組織を利用する方法により、銀行の口座資金に関し為替取引の指図を行う事業者（1号事業者）及び口座情報を取得し顧客に提供する事業者（2号事業者）が電子決済等代行業者としての登録の対象とされました（改正銀行法2条17項、18項）。銀行 API を通じて上記の口座情報取得や為替取引の指図を行う事業者が典型的にこれに該当することになりますが、必ずしも銀行 API を利用する事業者のみが登録対象となるわけではない（上述のアカウントスクレイピングの方法によりサービスを提供する事業者も登録対象となる）ことに留意が必要です。また、条文を形式的に読むと、1号事業者には、いわゆる決済代行業者、出納代行業者が幅広く含まれるようにも思われるので、今後の政府令における業の範囲に関する議論を注視する必要があります。

2条17項

[電子決済等代行業として次の行為（内閣府令等で定める行為は除かれます）が定められています。]

- ① 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。
- ② 銀行に預金または定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）

改正銀行法52条の61の5では、電子決済等代行業者について、財産的基礎の確保や体制整備等が求められています。この箇所を含め、改正銀行法では、具体的な規制の内容は政府令に委ねられている部分が多くありますので、政府令の策定の動向を確認することが極めて重要です。また事業者の視線では、1号事業者と2号事業者とは関与する取引のリスクが大きく異なるので、政府令レベルでの書き分けを求める声が強いと思われます。

52条61の5

[登録拒否事由として次のような事項を含む事由が定められています。]

- ① 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
- ② 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者
- ③ 電子決済等代行業等の登録取消し等の処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者
- ④ 個別法（農業協同組合法、水産業協同組合法等）に基づく電子決済等代行業等の廃止命令を受け、命令の日から5年を経過しない者
- ⑤ 銀行法等の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥（法人の場合）外国法人であつて日本における代表者を定めていない者、役員のうち成年被後見人・被保佐人・破産者等のある者など
- ⑦（個人の場合）外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者、成年被後見人・被保佐人・破産者等

② 電子決済等代行業者の業務、銀行と電子決済等代行業者との契約締結等

電子決済等代行業者は、利用者に対して、自らの権限、損害賠償、苦情等の相談窓口等を説明し、さらに銀行の行う業務との誤認防止措置、安全管理措置、委託先管理等を行うこととされています（改正銀行法52条の61の8）。利用者に対し説明する、電子決済等代行業者の権限の範囲は利用者がどのようなサービスを受けようとするか理解するために必要不可欠ですし、損害賠償の範囲、苦情等の窓口については、全国銀行協会のオープン API の在り方検討会でも特に議論がされた箇所であり、利用者が安心できる仕組みづくりのために重要な点です。

電子決済等代行業者は、銀行と契約を締結して業務を提供しますが、契約の中では銀行と電子決済等代行業者との間での損害賠償責任の分担、電子決済等代行業者が行うべき情報管理及び安全管理措置、並びにこれらが行われない際に銀行が行うことができる措置等を定めなければならないものとされており、かつ、契約締結後は、遅滞なく、上記の事項を公表しなければならないとされています（改正銀行法52条の61の10）。

そもそもアカウントスクレイピングで銀行口座の情報を取得する場合には、契約が締結されていないケースもあると思われ、法定記載事項を盛り込んだ契約締結を義務付けること自体が銀行と電子決済等代行業者の業務に実務的に極めて大きな影響を与えることとなります。ただし、この契約締結については、法律の施行の際現に銀行等の口座情報を取得し、これを預金者等に提供することのみを行っている電子決済等代行業者等（2号事業者）については、施行日から最大2年の範囲で猶予がされます（改正銀行法附則2条）。

なお、電子決済等代行業者に対しては監督規定も整備されていますが（改正銀行法52条の61の12ないし15）、オープン・イノベーション促進の観点から厳格な監督等がなされないことが期待されています。

③金融機関におけるオープン・イノベーションの促進

銀行は、電子決済等代行業者と契約を締結するにあたり、電子決済等代行業者に対して求める事項の基準を公表することとされており、この基準に合致する事業者との間では不当に差別的な取扱いを行ってはならないとされている点も重要です（改正銀行法52条の62の11）。ただし、銀行等は公布の日から9ヶ月以内に電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないので、実務的にはこの対応が先行して行われることになると想定されます（改正銀行法附則10条）。

また、電子決済等代行業者等と契約を締結しようとする銀行等は、施行日から最大で2年の間に、当該電子決済等代行業者等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業者等を営むことができるよう、すなわち、API開放のための体制の整備に努めなければならないこととされています（改正銀行法附則11条）。

このように、法文上は、銀行API開放に関して、銀行に努力義務が課せられているのみですが、API構築コストがある程度かかるという現状がある中で、銀行、電子決済等代行業者、利用者の3者にwin-win-winの関係が生まれるビジネスモデルがどのようなものになるかという点が、今後API提供が推進されるにあたり重要となります。

3. その他の金融分野への影響

改正銀行法における銀行API開放の動きは、他の金融分野にも影響を与えています。例えば、経済産業省の「クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会」は、クレジットカードAPIに関するガイドライン策定に向けた中間とりまとめを公表し、主要なクレジットカード会社に対してAPI開放を求める方向で議論が進んでいます。また、大手金融グループにおいては、グループの証券会社や投信会社においてAPIを提供する事例も登場しています。今後の動向が注目されます。

UPCOMING SEMINARS

2017年8月2日（水）9:30 - 12:30

> 詳細はこちら

タイトル：「金融機関に求められるオープンAPI導入の最新法対応～改正銀行法からクレジットカードAPIへの波及も含めて～」

主催：株式会社セミナーインフォ

会場：カンファレンスルーム（東京・九段下）

講師：弁護士 落合 孝文（第二東京弁護士会）
弁護士 谷崎 研一（第二東京弁護士会）



2017年8月4日（金）13:30 - 16:30

> 詳細はこちら

タイトル：「ITビジネスにおける英文契約書作成の実務と交渉戦略上の留意点～MFN条項や非係争条項の有効性など、日本、EU、米国で生じた紛争事例や取締事例を踏まえ、ISP・ベンダー及びユーザー・カスタマーのそれぞれの視点から戦略的ドラフティングのポイントについてモデル条項を示しつつ解説～」

主催：経営調査研究会

会場：金融財務研究会本社グリーンヒルビルセミナールーム（東京・日本橋）

講師：弁護士 植松 貴史（第一東京弁護士会）

2017年8月24日（木）13:00 - 17:00

> 詳細はこちら

タイトル：「オンライン・プラットフォームやサイト運営者に対する日本、EU、米国における法律上の規制や取締事例と大手ISPが関連する取引における実務上の留意点～各国における法律・取締事例・裁判例・ガイドライン等を押さえた上で、オンライン・プラットフォームからの視点のみならず大手ISPと取引をする企業からの視点も踏まえ、今後の実務上の対応について解説～」

主催：一般社団法人企業研究会

会場：企業研究会セミナールーム（東京・麹町）

講師：弁護士 植松 貴史（第一東京弁護士会）

CONTACTS



弁護士 鈴木由里 (第二東京弁護士会)
パートナー
Innovationプラクティスグループ代表

Tel: 03 5501 1184
yuri.suzuki@apl原因.jp > View Profile



弁護士 早川真崇 (第一東京弁護士会)
パートナー

Tel: 03 5501 1152
masataka.hayakawa@apl原因.jp > View Profile



弁護士 三部裕幸 (第二東京弁護士会)
パートナー

Tel: 03 5501 2276
hiroyuki.sanbe@apl原因.jp > View Profile



弁護士 落合孝文 (第二東京弁護士会)
パートナー

Tel: 03 5501 2361
takafumi.ochiai@apl原因.jp > View Profile



弁護士 谷崎研一 (第二東京弁護士会)
オブ・カウンセラー

Tel: 03 5501 1140
kenichi.tanizaki@apl原因.jp > View Profile



弁護士 平岡亜紀子 (第一東京弁護士会)
アソシエイト
編集担当

> View Profile

[お問い合わせ先]

innovpgmanagers@apl原因.jp



ACCESS

▶ 東京オフィス | TOKYO HEAD OFFICE

〒100-0011
東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル (総合受付 12 階)
E-mail: info@apl原因.jp
Tel: +81-(0)3-5501-2111
Fax: +81-(0)3-5501-2211

▶ ロンドンオフィス | LONDON OFFICE (Atsumi & Sakai Europe Limited)

4th Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR, UK
Contact: Ryuichi Nozaki (Director)
E-mail: info_uk@apl原因.jp
Tel: +44-(0)203-696-6540
Mobile: +44-(0)74-7895-4907

▶ フランクフルトオフィス | FRANKFURT OFFICE (Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH)

Taunusanlage 21, 60325 Frankfurt am Main, Germany
Local Contact: Frank Becker*
E-mail: frank.becker@asj-law.jp
Tel: +49-(0)69-71000 3-0 (General)
Contact in Japan: Takafumi Uematsu (Partner)
E-mail: info_frankfurt@apl原因.jp

* Admitted in the Federal Republic of Germany;
Not Registered as a Foreign Lawyer and not practicing law in Japan

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。